

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成26年11月21日（諮問第102号）

答申日：平成27年12月18日（答申第90号）

内容：「『原状回復催告書の送付について（通知）』に関する起案等および当該通知文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成26年9月30日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求1 「原状回復催告書の送付について（通知）」に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書および附属文書としての「本文」、「原状回復催告書」

請求2 滋賀県の県営住宅指定管理者「日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎」の「公共住宅管理事業部 事業部長 ○○○○」が、請求者に対して作成・行使した「審査申出書等に対するご回答（平成26年7月10日作成）」に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書および附属文書としての当該文書

2 実施機関の決定

同年10月15日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表のとおり、対象公文書の一部を非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年11月4日、異議申立人は、本件処分のうち請求1に係る決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以

下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

不存在とされた通知文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

「原状回復催告書の送付について（通知）」（以下「本件通知文書」という。）は、争訟に関する文書であるため、滋賀県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）によれば、保存期間は最短でも10年であり、重要なもの場合には、永年保存をしなければならない。

通常、契約書を作成する場合には、2部を作成し署名押印をして、それぞれが保有するのであって、通知文書についても、相手方が保有していれば、実施機関が保有していなくてもいいというわけではない。また、「原状回復催告書」は、写しが作成、保管されていることが明らかとなっており、本件通知文書に関しても、写しの保管を要するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 対象公文書の不存在について

文書管理規程においては、決裁を受けた公文書を発送する場合には、担当者が浄書および校合を行い、公印と契印を押印することとされている。

本件通知文書は、すでに送付済みのものであり、通常、写しを作成する必要はないものである。例外的に、総合事務支援システムにより起案した場合で、契印を押すことができないときには、写しを作成することとされているが、本件通知文書に係る起案は、紙による押印決裁を行っており、契印も押印していることから、写しを作成していないものである。

なお、「原状回復催告書」のように、必要に応じて写しを作成し、保管する場合もある。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する

情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件異議申立てについて

本件異議申立ての対象となっている文書は、土木交通部住宅課長が滋賀県営住宅管理センター長あてに発出した通知文書およびその写しであると認められる。

実施機関は、本件通知文書は発出済みのため保有しておらず、また、その写しも保有していないとしているが、異議申立人は、なお当該文書の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

なお、本件処分においては、回議書に添付され、契印が押された本件通知文書の案が公開されているものと認められるが、異議申立人は、あくまで公印が押された通知文書またはその写しが公開されなければならないと主張しているものである。

3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件通知文書またはその写しは、文書管理規程上、保管または保存（以下「保管等」という。）を要するものであって、公開されるべきものであると主張している。

しかしながら、文書管理規程においては、実施機関が、発出する通知文書と同一の文書を保管等しなければならないとする規定は存在しないものと認められる。

また、通知文書の写しの保管等についても、文書管理規程第35条第1項においては、「施行する文書等には、公印および契印を押印するものとする」とし、同条第3項においては、「総合事務支援システムにより起案した場合で、契印を押印することができないときは、契印に代えて公印が押印された公文書の写しを保管し、または保存するものとする」と規定しているところである。

このことからすると、本件通知文書は、公印および契印が押印されたものであると認めら

れ、文書管理規程第 35 条第 3 項に該当するものではなく、写しの保管等を要しないものであると判断される。

したがって、本件公開請求の対象公文書を保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであると認められる。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成26年11月21日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年12月 8 日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 1 月 9 日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成27年 7 月16日 (第237回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年 8 月21日 (第238回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年 9 月29日 (第239回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成27年10月27日 (第240回審査会)	・事案の審議を行った。
平成27年12月 1 日 (第241回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表

番号	公開をしない部分	公開をしない理由
請求 1	個人の住所、氏名、住民票	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第6条第1号該当）
	通知文書（「原状回復催告書の送付について（通知）」）	送付済みのため不存在
請求 2	全部	当該公文書の存否を答えるだけで、個人に関する情報を公にすることになるため、当該公文書の存否を明らかにしない（条例第6条第1号、第9条該当）